

亥鼻公園魅力向上計画策定業務計画  
公募型プロポーザル実施要項

1 本書の目的

本書は、歴史公園として位置付けている亥鼻公園の魅力向上に必要となる計画の事業者の選定にあたり、公園の魅力向上に関し専門的な知見・技術を持つ事業者から企画提案を募り、より効果的な計画を策定できる者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務委託件名 亥鼻公園魅力向上計画策定業務委託
- (2) 委託場所 千葉市中央区亥鼻1丁目6番ほか
- (3) 委託内容 仕様書記載のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の翌日から令和6年3月15日まで
- (5) 委託限度額 10,000,000円(税込)
- (6) 受注者の選定方法

受注者の選定は、本業務が広範な専門性を必要とすることから、本書に従って提出された企画提案書(以下「提案書」という。)に基づく、公募型プロポーザル形式で行う。

3 プロポーザル参加者の資格等に関する事項

プロポーザルに参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 令和4・5年度千葉市測量・コンサルタント入札参加者名簿において、地区区分が「市内」または「準市内」であり、業務が「土木関係建設コンサルタント業務」の「造園」(土木:造園)かつ「建築」(建築:建築一般)に登録されている者。
- (2) 平成25年度から令和4年度までの10年間で都市公園における基本計画策定に類する業務の履行実績を有する者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

ウ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ 会社更生法(平成14法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者

カ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等または暴力団員密接関係者

- キ 公共の安全及び福祉を害する恐れのある団体に所属する者
- ク 千葉市建設工事請負業者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
- ケ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- コ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあたっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- サ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあたっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者。

#### 4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

日付	内容
令和5年7月7日（金）	募集要項、仕様書等の公表 参加資格確認申請受付開始 プロポーザルに関する質問の受付開始
令和5年7月13日（木）	参加資格確認申請受付締め切り プロポーザルに関する質問の受付締め切り
令和5年7月14日（金）	参加資格確認審査結果通知 プロポーザルに関する質問に対する回答掲載
令和5年7月28日（金）	企画提案書提出締め切り
<予定> 令和5年8月3日（木）	選定委員会（プレゼンテーション） （時間の詳細は別途調整）
<予定> 令和5年8月中旬	事業者の決定、結果通知

#### 5 プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）及び付随する関係資料を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けることとする。

##### (1) 提出期間

令和5年7月7日（金）から令和5年7月13日（木）

※受付時間 9時～17時（土日祝日を除く）

##### (2) 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟4階Bカウンター

千葉市都市局公園緑地部公園管理課指定管理班

##### (3) 提出方法

持参（郵送不可）

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 類似業務等の履行実績（様式第3号）

エ 過去10年の間に「都市公園における基本計画策定業務」に類似する業務を受託した実績のわかる資料（契約書の写し等）

(5) 確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者には、令和5年7月14日（金）までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を発送する。

提出した者のうち参加資格を認めた者に対しては、通知書の発送と合わせて、提案書の提出要請を行う。

6 プロポーザルについての質問手続きに関する事項

本業務委託及び本プロポーザルに関する質問がある場合は、以下の手順により質問書を提出することとする。

なお、この方法以外による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年7月7日（金）から令和5年7月13日（木）17時までとする。

(2) 質問書の様式

「亥鼻公園魅力向上計画策定業務委託に関する質問書」（様式第4号）を用いることとする。

(3) 提出方法

電子メールにて業務担当課に提出すること。受付期間を過ぎて提出された質問については一切受け付けない。電子メールの件名は、「亥鼻公園魅力向上計画策定業務委託に関する質問（法人名）」とすること。また、メール送信後、必ず電話連絡を行うこと。

(4) 提出先メールアドレス

[kouen-stkr@city.chiba.lg.jp](mailto:kouen-stkr@city.chiba.lg.jp)

(5) 質問に対する回答

受付期間内に受理した質問及びその回答は、令和5年7月14日（金）までに、随時、千葉市ホームページの本案件のページに掲載する。質問者への個別回答は行わないこととする。

なお、質問の回答内容については、本実施要項の追加又は修正とみなす。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

提案書の提案要請を受けた者のうち、提案書を提出するものは、次により提出することとする。

ア 提出期限

令和5年7月28日（金）17時まで

イ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎4階

千葉市都市局公園緑地部公園管理課

ウ 提出物

(ア) 提案書（様式第5号）

※評価テーマに対する企画提案は、A4判8枚以内（様式自由）で作成すること

- ・類似業務等の履行実績（様式第5-1号）
- ・業務の実施体制（様式第5-2号）
- ・配置予定技術者調書（様式第5-3号）
- ・提案価格書（様式第5-4）

(イ) 添付書類

- ・見積書（社印等を押印する）

※本業務委託の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。

エ 提出方法

提案書10部（製本1部は業者名あり、副本9部は業者名なしとすること。）及び見積書1部を持参により、提出することとする。代表者以外のものが持参する場合は、委任状を合わせて持参すること。

オ 提出様式

用紙は、原則として、日本産業企画によるA4判を用い、11ポイントのフォントを用いることとする。

(2) 留意事項

ア 費用について

提案内容を実現するために必要なすべての費用を積算し、見積書に記載すること。

イ 提出物の記載内容に関する留意事項

文書は、容易に理解できるよう可能な限り専門的な用語の使用を避け、平易な日本語で記載することとする。

## 8 提案書の審査

### (1) 審査の概要

提案書の審査は、市職員で構成される「亥鼻公園魅力向上計画策定委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において公正に審査する。

市にとって最適な受注者を選定するため、提案書について、審査を行い、全審査委員の合計得点が最も高かった者を優先交渉者とする。次に得点の高かった者を次点とする。

ただし、全審査員の合計得点が最も高かった者（提案者が1者だった場合を含む）の合計得点が満点の60%未満の場合は、選考委員会で協議し選考しない場合がある。

### (2) 審査の方法

ア 提出された提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、選定委員会において審査する。

イ 提案者がプレゼンテーションに出席できる人数は2人までとする。

ウ プレゼンテーションは8月3日（木）に予定している。時間等詳細は別途通知する。

### (3) 審査項目及び点数配分

提案書を審査・採点し、各評価項目について得点を付与する。審査項目及び点数配分は、次のとおりとし、委員1人あたり持ち点は100点とする。

#### 【審査項目】

評価項目	評価の着眼点	配点	
【業務実施能力】 委託業務を安定して実施する能力を有すること	本業務に関連する業務の経験や実績が豊富であるか	10	
	本業務に活かせる資格を有した配置予定技術者が、適切に配置され、適切な業務分担がされているか	10	
	工程計画が的確に組み立てられ、効果的な事業実施が期待できるか	10	
【企画提案能力】 委託業務に対する企画提案能力を十分に有しているか	歴史公園である亥鼻公園の魅力向上に対する考え方や方針について	公園の特性や特徴、課題を適切に把握しているか	15
		さらなる魅力向上につながるアイデアや方針であるか	15
	本業務の目的を達成する上で、有意義な提案がされているか	有効と考えられる調査項目や手法が設定されているか	15
	集会所施設の改修もしくは建て替えの必要性について、条件や費用、機能面から比較するための手法が検討されているか。	15	
	千葉開府900年に向けた魅力向上計画の考え方として、市の方針や特性を踏まえた提案であるか	10	

(4) 得点が同点だった場合の取り扱い

最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で優先交渉者を決める。

- ア 得点が同点の場合は、評価項目【企画提案能力】の得点が最も高いものを優先交渉者とする。
- イ アに同点である場合は、見積額が低い提案者を優先交渉者として選考する。

(5) プレゼンテーションの方法

- ア 実施日 令和5年8月3日(木) ※時間や留意事項等は別途通知します。
- イ 企画提案に基づき、1事業者あたり10分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選考委員から10分程度の質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションの出席者は2名以内とする。

ウ 企画提案書以外の追加資料は不可とする。

(6) 失格についての取り扱い

参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- イ 提案書の提出期限を過ぎた場合
- ウ 提案書に虚偽の記載をした場合

(7) 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要項2(5)に記載する上限額を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 複数の応募を行った場合
- オ その他、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合

9 契約手続等

(1) 受注者の決定

優先交渉者は発注者と業務内容に関する細部を調整した後に、正式な見積書を提出することとし、随意契約により業務委託契約を締結する。

ただし、優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない時は、次点の者と交渉を行い、委託限度額の範囲内で契約を締結する。

(2) 契約保証金

当該契約金額の100分の10以上の額を収めることとする。

ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条各号いずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約書の作成

受注者決定後、速やかに契約書を作成することとする。

1 0 その他

- (1) 企画提案書類等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等、書類一式の返却はしない。
- (3) 選考された企画提案書類の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、情報公開の対象とする。ただし、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く。また、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 1 業務担当課（提出先）

千葉市 都市局 公園緑地部 公園管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟4階Bカウンター

TEL 043-245-5777

MAIL [kouen-stkr@city.chiba.lg.jp](mailto:kouen-stkr@city.chiba.lg.jp)

担当 指定管理班 池田、傳見